

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

9 番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

9 番、今井です。

まず、一般会計における財政に関する質問を行いたいと思います。本日は一問一答で行うと通知しておりますので、1 つずつ聞いていきますので、よろしくご回答のほどをお願いいたします。

1 の財政に関しての 1 の項目として、過去 10 年間ににおける芦屋町の起債の増加額、この数値についてまずお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過去 10 年間の推移としましては、平成 14 年度末の起債残高、これが 37 億円です。15 年度末は 41 億円、16 年度末は 42 億円、17 年度末は 43 億円、18 年度末は 48 億円、19 年度末は 52 億円、20 年度末で 60 億円、21 年度末は 67 億円、22 年度末は 71 億円、23 年度末は 72 億円となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

最後の数字で 73 億円にふえてる、ここ 10 年で。最初の数字が約 30 億円でしたので、その増加の数字とその内訳について、この後、起債の中身についてはお聞きいたしますけども、大きく分けて、いろんな退職債も含めてあると思いますので、大まかでいいですから、その 70 億円の内訳をよろしくご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

この 10 年間で約 35 億円、2 倍になっているわけなんですけど、年度別にまず大幅にふえている理由としましては、大型事業としまして、まず平成 15 年度が歴史民俗資料館の整備事業、これに 2 億 5,000 万円、18 年度が新緑ヶ丘団地整備事業としまして約 5 億 8,000 万円、20 年度は庁舎の耐震化、石綿対策等の整備事業で約 6 億 6,000 万円、21 年度は、中央公民館の整備事業で 2 億 6,000 万円、町民会館整備事業で 1 億 4,000 万円です。また、団塊の世代の大量退職者に対応するため、19 年度から 22 年度の 4 年間に合計で約 11 億円、退職

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

手当債を借り入れています。

ただし、全体としてこの 10 年間で一番ふえた原因ですが、これは臨時財政対策債です。この 10 年間の合計で約 27 億円借り入れ、23 年度末残高で約 24 億円となっています。この起債は、交付税制度の中で国の財源がないために交付できない芦屋町の算定上の財源不足額を借り入れた場合、理論上、元利償還金の 100% を交付税で見てくれるというものです。本来、交付税配分の基礎となる国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）、これらによる財源確保ができていれば、全額、普通交付税として交付されていたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

最終的に現在、70 億円近くの、いわゆる起債、単純で言うと借金をしょってるわけですけども、大まかな数字でいいですけども、これはこの後、平均で 20 年から 30 年、退職債に至っては 10 年というふうに私も理解しておりますけども、70 億円のお金を今借りてると、単純に、どのくらいの金利がここで発生するんですか。70 億円で 1 年間で。大まかな数字でいいですから、教えてください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここ数年は低金利がずっと続いていますので、この 10 年間でいきますと、借り入れの金利につきましては、大体 1% 台ですね。昨年借りた過疎債につきましては 0.9% ということで、金利的には 1% ということで理解しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

そうすると、70 億円を借りてるといって約、単純にですよ。1% として 7,000 万円の血税が利子として払われてるという理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

支払いベースでは当然、そういうことにはなりますが、交付税措置の中で、元金だけでなく、利子についても交付税措置がありますので、一概に全額が純粋に一般財源で財源手当てするものと

は考えておりません。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9 番 今井 保利君**

当然、利子補給のあるものもあると思いますけども、先ほどお話しになりました臨時の際、これが、いわゆる一時的に国からのつなぎということで借りて、これについての利子については国からの保証、今、新聞等を読みますと、国は地方交付税を払えない。特に、県ですけどね。町なんかにはあんまり影響ない。その場合は、私が新聞情報、町の人たちも新聞情報で見ている限りでは、金利は支払われないと書いてある。たまたま、きょうの、けさの新聞なんかでも。今、町が借りてる 20 何億円の臨時対策債については金利は保証されてるのかどうか、ちょっとそこを聞きたいんですけど。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

先ほどから説明してますように、この臨時財政対策債というのは本来、交付税の財源であります五税が確保されれば全額、キャッシュベースで交付税として払われるものでした。要は財源不足、財源がないということで、「臨時財政対策債を借りてください」と。借りた場合は理論上 100%を交付税の中で措置しますという制度ですので、利子についてどうのこうのということは認識しておりません。全額、理論償還といえども、全額入ってくるものと想定しております。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9 番 今井 保利君**

この辺の 70 億円ということに対する金利については 100%、私もいろいろ調べてみたんですけども、金利については保証されていない部分があります。そういう意味においても、この金利の負担というのは町民になりますので、極力、ここ 10 年で倍になってくるような借金になってる。確かに臨時対策債もあるけども、当然、そこには十何億円の退職債なんかもありますよね。これは交付税措置されないものもある。これについてはもう、2 年前か 3 年前、私も一般質問の中で「もうやめましょう」ということでお話をし、執行部でもやめていただいたんで非常に助かったんです。

やはり、金利の負担というのは無駄なお金です。血税で出るということになりますから、やはり、町の財政運営としては、この私の質問の中の 1 の 1 の項目の起債、いわゆる借金というのは極力減らすべきであるというのが私の考えです。一貫して私はずっとこの 8 年間言っている。

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

なのに、ここで倍になってるということについては、執行部としても再度肝に銘じて、きちんとしていただきたいというのがこの 1 の 1 の項目です。

それでは、その中で一番最近、ここ 10 年の中で使われているのが 1 の 2 の項目の過疎債です。この過疎債というのは非常に有利である。国が 70% のものを見てくれるとは言いながら、この過疎債についてはこの 10 年間、相当の金額を借りてるとお思いますので、過疎債の、今さっき、金額の中身はお聞きいたしましたので、今度はこの 10 年間の事業の中身、どのようなものがあったのか、概略でいいですからお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過疎債につきましては、平成 14 年度に過疎の指定を受けました。それ以来、芦屋町の過疎地域自立促進計画に基づきまして借入れを始めております。過去 10 年間で約 18 億円、借入れをしております。23 年度末現在の起債残高は約 15 億円となっています。

事業内容としましてはまず、先ほども説明しましたが、大型事業としては、過疎債を使ってやった事業として歴史民俗資料館、それから、中央公民館の整備事業、町民会館の整備事業、それから、芦屋小学校の耐震工事、これら大型事業で約 8 億円の借入れをしております。

分野別で説明しますと道路分野、道路の整備事業の関係で約 1 億 1,000 万円、消防防災分野に約 1 億円、教育分野に約 8 億 5,000 万円、交通事業分野に約 8,000 万円、福祉分野に約 2,000 万円、観光・公園分野に約 2,000 万円、農林水産分野に約 2,000 万円、情報分野に 8,000 万円、下水道分野に約 3 億 4,000 万円、病院事業分野に約 1 億 3,000 万円と。それから、22 年度からはソフト事業にも過疎債が借りれるようになりましたので、タウンバス事業や巡回バスなどのバス事業分野、それから乳幼児の医療費の支給事業、学力向上推進事業などの教育分野にも約 7,000 万円のソフト事業ということで借入れております。

ちょっと過疎債の説明を一度確認したいんで言いたいんですけど、過疎債は実質、国が後年度の元利償還金の 7 割を交付税制度の中で援助するというものです。市町村にとっては他の起債に比べて大変有利な起債ということには間違いはありません。ただ、有利な起債といえども、3 割は町税等で負担しなければならないということも間違いありません。

ここで、いつも言ってます問題なのは、どのくらいの額なら町の負担額として適正なのか。起債残高の全体の中で何を基準に注意を払えばいいかと申しますと、国が定めた健全化判断比率の 1 つ、実質公債比率という指標があります。ただ、この数値につきましては、算定内容等複雑ですから詳しく説明できませんが、わかりやすく言えば、交付税で措置される部分を除いた純粋な返済金、一般財源を使って返済する部分、これが芦屋町の財政規模の場合、どのくらいまでが許

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

容範囲かというものを示す指標でございます。国では、この数値が 18%を超えたら公債費負担適正計画の作成を義務づけ、借入れを協議制から許可制に変更します。さらに、25%を超えると起債制限団体として位置づけ、単独事業の起債が認められないというふうなものです。

芦屋町の場合、この数値は平成 18 年度が 12.3%、19 年度が 11.9%、20 年度が 10.6%、21 年度が 10.4%、22 年度が 10.3%、23 年度が 11.6%、前年度から 1.3 ポイント数値が上昇してますが、この原因につきましては、先ほど説明しました退職手当債、これの元金償還が始まったためでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今、るる説明がありましたけども、たしか去年の 12 月だったと思います。やはり、私もこの辺の中については、借金の限度額についてはということで、目標としては公債費比率、いわゆるお金を返す金額は 15%を最上に見てるということですので、その 1 つの管理の目標としては、私も執行部のほうに、きちっとこれは 15%以下、今 11%ということですけども、もっと低くしていくということで活動していかれることについては、ぜひ強く望みたいところですけども、再度申しますけども、そうは言いながら、借金が倍になってきているということは、実質的にはお金がなくなるということです。この後、基金についてもお聞きしますが、その全体の借金と基金、いわゆる貯金とのバランスをうまく見ないと、ただ公債費比率だけを見ていく中では、この今日の経済情勢、いわゆる入ってくる税収がどんどん落ち込んでる情勢では非常に危険になるということを再度ここで申し上げたいと思います。

さて、過疎債の中で先ほどるる、その内訳の中の説明がありましたけども、過疎債というのは、あくまでも町が栄えて、大きくなっていくということで、いろんな目的に使われるわけですけども、私もこの 9 年間、議員をやってて、いろいろ過疎債に使ってる金額を見てますけども、先ほどの説明の中で、情報分野に 8,000 万円という数字が出てきましたけども、この分野については、たしか 8 年前か 7 年前に芦屋町に光ファイバーが入っていると。それを購入するということで過疎債で 8,000 万円借ったと思いますけども、まず、この点、確認したいです。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

たしかその程度の年度、年度ははっきり覚えてませんが、地域インターネットの整備に関して過疎債を 8,000 万円入れてるということは事実でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

当時、やはり私も議員でしたので、これについては強く反対した経緯があります。しかし、購入したということで、じっと私もこの 8 年間、見てまいりました。しかし、今皆さん方の、8 年前から今、見てください。インターネット、これはですね。今、自分が持つてる携帯でもできるんです。自分のうちにある W i - F i でもできるんです。

W i - F i というのは無線で中央から放ちます。当時、七、八年前、私が質問したときには、8,000 万円を使って学校教育、小学校間のテレビ会議をすると、回答はね。もう 1 つは、この私が今やってる一般質問等を町の中に、その線を使ってやるというご回答でした。実際、やってないと、何も使われてない。

今、町の中のどこの道路、大きな主線には全て光ファイバーが N T T でも入ってる。何も独自で芦屋町で買う必要もなかったと私は思うのですが、担当課のほうで、もし「いや違ってますよ。こういうふうに使ってますよ」ということがあれば、ご回答いただければ。なければ、次の質問をします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまありました光ファイバーの関係ですが、テレビ会議につきましては学校のほうでも、授業の一環といいますか、そういう中で計画されておるようではございますけれども、ご指摘のように、回数としては十分ではないというように、ちょっと認識しております。また、議会報告につきましても、今のこういった分については庁舎なり、それから公共施設で、一応中継ということではしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

過疎債にも、建物の修理をしたり保全をしたり寿命を延ばす。ここの庁舎もそうでしょうし中央公民館も、いろんなところで、それは役に立たなきゃいけない。道路整備もあるでしょう。教育機関にも 8 億円出てる。必要などこはあるんですけど、やはりそこには、私が垣間見るに、やはり無駄なことがあると。

特に、情報分野については、日々進歩してます。余り早急に乗らないほうがいい、業者の話に。

はっきり言います。8,000万円のケーブルは町の中、走ってますけど、だれも使ってない。学校でテレビ会議する。しないでしょ、そんなもの。だれがするの。電話するか、車で行ったほうが早いでしょう。実際はないと。この8,000万円は無駄になる。そういうこともあるんで、借金というのはしっかり吟味して、特に過疎債、幾ら有利だとは言いながら、しっかりやりましょうというのが、ここの2番目の過疎債の中での私の質問の趣旨です。

今までこの、まず起債、借金ということについて述べてきましたけども、町長、この借金については倍になってる、無駄もあるというようなご指摘、私しましたけども、ぜひ町長のほうから、このような借金についてのお考えがあればご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

起債についての答弁ということなんですが、いつも今井議員からは財政上の問題でいろんなご指摘、ご指導を賜っておるわけでありますが、今回は起債についてということでございます。今井議員もさっきから言われております、やはり、この10年間で何でふえたかということがスタートラインになるのが、やはり過疎債、この過疎債が一番大きなポイントであろうかと思いません。

これは先ほど来、今井議員も言われました、財政課長も話しましたが、70%交付税措置ということで、これは時限立法でございますので、当初はたしか21年度で打ち切りということで、その間に、これは70%も交付されるんであればということで、その当時、ちょっと数年前になるんですが、これは、これを使って今やらなければならないことは何かということを取捨選択した場合に、ご存じのように芦屋町、競艇事業、財政華やかしきころ、いろんな建物を建てております。それがもう35年、40年を経過し劣化し、そしてアスベスト問題、それから耐震化問題等々、いろいろ出てきまして、この辺からまず、やっていこうということで、21年度の期限切れまではこれを使おうということでやってきたわけでございます。

そうこうしておるうちに、そのうちに延長になりました。27年度末ということで、これは恐らく最後であろうと。国の財政状況、いろんな経済状況を見ますと、芦屋町の場合で何で過疎債でされたのかというのは近隣の市町村で大いに話題になっておるわけでございます。これは間違いなく芦屋町は打ち切られるであろうということである。というのも、やはり競艇場があるのに、基地があって交付金が出るのということのいろんな話が出ておるわけです。これ、間違いなく切られるであろうという前提の中で再度、過疎債を使って事業を取り組もうということの決定をなされたわけであります。

しかしながら、過疎債といえども、さっき今井議員が指摘されましたように、3割は自己負担

### 平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

でございますので、無理矢理に何でもかんでもするというわけにはいきません。やはり優先順位をつけてやらなければならないことはやるということ。これ、もし過疎債がなければ、恐らく学校耐震化もおくれておったであろうし、中央公民館の改装、それから町民会館、本庁だってそうですし、まだ1つずつ、やらなければならないけど1つずつ、まだまだ半分もできてなかったんではないかと思っております。そういう形で、このように、いわゆる起債借金がこの10年間で約倍になったのではないかと思っておるわけであります。

しかし、じゃあ、今後どうなのかということが問題であるわけです。私自身も大体やるべきことはやったのではないかなと思っておるわけでございます。ただ今後は、やらなければならないことが確実に1つあるのは給食センターでございます。これはもう間違いなくやらなくてはなりません。これは実施計画にも、議会にもお示ししておると思っております。それと町立病院、中央病院の問題、これはまだ決定しておりません。というのも経営形態委員会の答申がまだ出ておりません。この答申をいただいてどうするかということ判断しなくてはなりません。もしこれが病院をやるということになれば、恐らく40億円、50億円ぐらいの芦屋町の競艇場以来の大型事業になるかと思っております。これは慎重に取り組まなければなりません。今井議員がいつも言われるように、将来に禍根を残さないようにということで、これはもう十分慎重に、まずは財政の問題で、どういう補助金があって補助金の組み合わせをして、できるだけ少ない手出しの中でできるかどうかということ十分に精査しなければならないと思っております。

それから、今後はそういうことでございますが、財政課長も言いましたように、財政運営につきましては、毎年皆さん方にお示ししております財政シミュレーションにおきまして、今後の10年間の財政運営のあり方を数字上であらわしていきたいと思っております。

それから、特にこの国の財政運営の考え方が今後どうなるのか。混沌としております、国のほうが。それから町の税収、それから基金、交付税のあり方、財政基盤のあり方、それから、何といても競艇事業でございます。今のところ、順調にしております。しかし、これは事業でございますので、ある程度、3年、4年先の見通しはつきますが、それから先というのは皆目、我々も見当がつきません。しかしながら、東京の日本財団、振興会、競走会、施行者協議会一丸となって、しっかり努力をいたしております。幸い、芦屋町は他町、他場からうらやましがられる成績を今、残しております。それで毎年、昨年度からですかね、2億円ずつ一般会計に繰り入れることができてるわけでございます。今後、この競艇事業からまだまだ多く繰り入れができるよう努力しなければならないと思っております。

そして、この今後のことにつきましては、まず行革本部での議論、それから委員会でのご意見、行革委員会のご意見、そして議員の皆様方のご意見を総合的に判断しながら芦屋町の財政規律を確立していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

起債に対するご説明、ありがとうございます。ここ 10 年間、ここ 10 年については今のお話ですと、基本的に過去の箱物についての補修でほとんど使われてきたというのが実態なんです。この過疎債というのは、据え置きがあった後、約 30 年以上にわたって町民が払い続ける、いわゆる借金なんです。30 年後に払っている町民の人、ここにいる人はほとんどいなくなっていると思う。30 年前に建物補修にこんなお金を払ってる。まだ我々が払ってるのか。後世に遺恨を残すと思うんですね。

確かに町長が言われるように、箱物があるからそれを維持管理しなければいけないということは十分わかってます。わかってる上で言ってる。だとしたら、我々は、行政委員会の今後考えるということ、優先順位を考える中ではいわゆる給食センターがあるということもありましたけども、我々が執行部と、議会もそうでしょうけど、次にやるべきことは何か。過疎債使ってもいいんですよ。30 年後にこの町がしっかりする、この町に人が定着する、そういう事業をやらなきゃいけない。箱物に使ったって 30 年後、なくなるんですよ。過疎債を使って人が住む、そういう事業をぜひ行革の中でつくってください。私たち議会もしょっちゅう、ここの委員会または一般質問でやっています。ぜひ、その回答を欲しい。ここ 8 年、9 年ずっとやってるけども、今のこの 30 分間の説明の中で聞いて皆さん方もわかるように、ほとんどが箱物の補修にしか行われてない。将来にわたっての投資がない。どうするんですか。借金使ってもいいです、やって。だけど将来、若い人がここで仕事ができるような政策をぜひ出してほしい。この後、予算が出てきます。行革の意向も含めて。借金は、必要な借金は私も必要だと思う、この経済状況の中では。だけど、30 年後にここに住む人たちが「ああ、先人たちがこれだけ努力をしてくれたんだな」ということがわかるお金の借金、使い方をさせていただきたいというのは、ここの 1 番目、2 番目の中の私の切なる願いです。

いよいよ経済状況、日本、だめになってきました。ここで芦屋町しなかったらもう、今の建物の補修だけで終わってたら、行き着くところは高齢者の社会の中では、若い人はよそに仕事を求めて、芦屋町に産業もない、雇用もないということになったら、どういう末路になるか、10 年後。近い将来です。ぜひ、この私の一般質問、ここ三、四年、ずうっとやってきてますけども、財政については、ぜひ投資をする場合には、将来につながる投資をしていただきたいというのは、この 1 番の 1 と 2 の中での私の質問の趣旨です。

次に、借金に対して 1 の 3 で今度基金、いわゆる貯金に対する基準と方針についての項目がで

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

きたというふうに聞いておりますけども、この内容についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

24年4月1日から新たな芦屋町の資金管理及び運用基準ができ、それで事務を行っております。主な内容としましては、条項立てになってるんですが、第3条で公金の管理、運用の原則については、安全性の確保、流動性の確保、効率性の確保という優先順位で管理、運用に当たるということ。

また、第4条では、歳計現金の管理、運用は普通預金で行うこと。資金に余裕が生じたときは、元本の回収が確実な定期性の預金による運用はできるが、その運用期間は満期が1年以内という期間を限定していること。

第6条では、基金は原則として定期預金または普通預金で管理、運用すること。なお、基金の目的に反しない範囲内で国債や地方債、政府保証債による運用ができると。ただし、償還期限までの期間は5年を超えないものとしますということです。

第8条では、金融機関の選択と監視という項目につきまして、選択に当たっては健全性、収益性、効率性、流動性等の財務諸表の各項目の数値、格付機関による格付、株価等を参考に総合的に判断すること、会計管理者は金融機関の経営状況を把握するため、金融機関の開示情報を収集し、報道等、第三者による情報を随時把握し、破たんが懸念される場合または資金運用に重大な影響があると認めるときは、直ちに町長に報告することなどが主な内容となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

第4条だと今、聞いたと思うんですけども、5年以内の国債なんかに限るということでよろしいですかね。その内容については、じゃあ、これは新しくしたので、国債を5年物を買ったとする。そしたら、その国債を管理、保管するというような条項はこの項目にありますか、この条例には。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

細かい運用基準、管理内容につきましては、今回の管理、運用基準というのは考え方の原則論を中心に策定したものです。そういう部分につきましては資金管理運用委員会において、その

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

時々の社会情勢、経済状況、金融情勢等踏まえ、タイムリーな方向性を出すとともに、その都度査定していくことで対応することとしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

古い規定では、またほかの町を見ても、当然国債なんかを買えば、「いつ買って、どれだけの金額で、このものはどういうものです」という記録をするようになっております。芦屋町の古い基準を見ても、そこには「記録をしろ」と書いてある。今度の新しい基準には、確かにアイデアと言いましたけども、この記録をする部分が完全に抜けている。買って記録する必要ないんですよ。ぜひこの辺は、補完する必要があると私は思います。前あった規定が消えちゃってるんです。

そして、新しい基準の一番最後の附則の一番最後の項目を見てください。そこには、この新しい基準は今後買う国債には適用するけども、古い基準、古い債を買ったものについては古い基準で運用するって書いてありますけども、間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

そうすると、ここ 4 年来問題になっている仕組債については新しい基準を適用せず、古い基準で管理をするということによろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

そうすると、芦屋町には、財政のこの基準は 2 つ残ってる。古いのと新しい、両方が存在する

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

という考え方でよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そういうふうになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

ぜひその辺は統一をするべきだと私は思います。古いものは忘れるようなことになると思います。

そして、先ほどご説明になりましたけども、それは委員会をつくって委員会のほうで評価をするということになりましたけども、委員会基準も新しく設定されてると思います。ここでの委員会のメンバー構成、どのようになっているかをご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

資金管理運用委員会につきましては、組織は副町長、会計管理者、総務課長、企画政策課長、財政課長となっております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

第 3 条で副町長が代表、委員長となっております。第 2 条の中でその目的、評価をするというこのお金、いわゆる貯金のちゃんと運営できてるか何かをその委員会が評価するという項目も 2 条の最後にあると思いますけども、確認できるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

従前のものにはあったと思うんですけど、2 条の中では、評価については、具体的に評価するという言葉については、えっ、どれですか。（「下から 2 番目」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

調べといてください。評価の基準は第 2 条の中の一番下から 2 行目に書いてある。

そして、先ほど柴田課長がご説明になったように、委員会の中で評価していく。いわゆる貯金はどんなふうに使われているか、適正に使われているかというのを評価するというふうに言って。この基準になくても、それは追加すればいいことですけども、私も見た中では入ってる。そして、それを評価するのは、先ほどご説明にあったように副町長を主幹として全員、メンバーは町の人なんです。職員なんです。自分たちでやって自分たちで評価して、ちょっとおかしいと思いませんね。評価するのであれば、本当に貯金がきちんと管理されてるか、仕組債のようなものを買わなくていいような新しい基準はつくったとは言えども、きちんと貯金は町民の貯金ですから、きちんと管理するものにおいては、自分たちが使ってる、自分たちが管理している人が評価するんでなくて、ここには外部の人か有識者かなにかを入れるべきだと思いますけども、この辺について、ご意見があれば。なければ、ぜひそれは追加してやらないと、評価の対象にはならないと。自分たちの、ちょっと言葉的に悪いですけど、マスターベーション的な組織だけになると考えます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

その外部委員さんの件については、今後検討をさせていただきたいと思います。

ただ、ちょっと 1 点だけ、先ほど、いわゆる附則のところでお話がありました点がありましたですけれど、新基準の附則第 4 項、この中で、この基準の施行日前に芦屋町資金管理並びに運用基準または芦屋町債権運用指針の規定により預託した基金（普通預金を除く）及び購入した債権の管理、運用については従前の例によると、このような規定を設けておるわけです。この項についての必要性ということを感じたゆえにこの項目を追加したということでございます。

この仕組債の購入につきましては、当時の社会情勢などにかんがみて購入をされております。現在の社会、経済情勢は平成 20 年の当時と比べて大きく変化しておる。したがって、現在の基準をそのまま当時に合わせて運用することはできない、このように考えて策定をしたものでございます。いろんな基準、条例、法律などは、社会、経済状況の中で修正あるいは廃止など、その時々合ったものにされるものと考えております。

例えば、町の例規の中でも、国保などの税率などが改正された場合について、改正前の税率などを改正後の税率などと同じにするということとはございません。したがって、改正後の条例の規定では、何年以後の国保税について適用し、何年度までの国保税については、なお従前の例によると、このようにされておるわけでございます。改正したり廃止したりする場合は、既存の法律関係を考慮することなく、いきなり新しい法律関係を適用すると、それまでの法律関係で

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

営まれてきたものは大きく損なわれることになるため、新しい法律関係に円滑に移行できるよう、既存の法律関係のある程度認める、このような考え方に立って附則を設けたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

いずれにしても、自分たちでお金、貯金を管理していくわけですが、やはり、今言いましたように、きちんと公平な目で、町民を入れるなり有識者を入れるなりですね、そして、その内容については、1年に1回、会議をやられるのであれば、広報などできちんと「このようになってますよ」ということをぜひお示しいただくことが肝心じゃないかというのが1の3の項目の中の私の質問の趣旨です。

ここの中で今、仕組債が出てきましたけども、先日の新聞報道についての仕組債について、ちょっと追加して述べたいと。確認なんですけども、この報道が出たときに、中身を見た、ちょっと違和感を非常に覚えるんですね。町との我々と議会、または町民の人たちに言ってることと、いわゆるそこに相当の違和感、相違感があると思いましたので、まず、この経緯についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

8月13日に朝日新聞の記者から電話で取材の申し入れがありました。当日は会計管理者が不在でしたので、総務課長である私が応対しております。取材の趣旨は、荻田町と比較したいということで、芦屋町が資金管理の運用方針を見直したことについてというものでございました。記者と話をする中で、円高の影響で金利がつかない状態だが、芦屋町では中途解約は考えていないというお答えをいたしまして、結果として、30年の満期まで持ち続ける方針と理解されたんじゃないかと考えております。

仕組債の購入時には、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けております。5年を超えても早期償還ができない場合は、金融機関に対して仕組債の引き受け及び元本償還などの協議を行うと、広報でも住民の皆様へご説明をしております。記者に対しては、この部分についての説明をしておりませんで、町の考え方が正確に伝わらなかったのではないかと反省をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

いわゆる新聞という大きな報道の中で、見出しの中で、私は非常に引っかかったのは、1つは「芦屋町は勉強不足だった」という項目がぼーんと出ているわけです。2つ目の大きな問題は、芦屋町民及び議会での22年の9月から12月、23年の3月の中で、一般質問の中でも議員の方がされたんですけども、その中での回答では、同時に町長の今回の選挙、1年半前の選挙のときの公約もそうですけども、5年たったところで協議をする場があるから、そこで協議をしてから、その結果を町民にお知らせさせると、お知らせいたしますよというのが、いわゆる公の公式見解ですね。

新聞というのは非常に大きなインパクトを与えるものですからね。私も議員やってていろんな人が来る。「今井さん、今まであなたがやってると違ってるじゃないか、言ってることと違うじゃないか」「30年間保有するよ」「うそだ、そんなことないよ」と、新聞見てびっくりした。これについてはきちんと新聞報道社、その記者に話をして、または謝罪文書かせなさいよ。または謝罪文でなくてもいい。説明を書かせなさい。そうしないと大変なことになってる今、私のところでは。私の選挙民、私の支援してくれる方ほど、また支援してくれない人にも説明すること、私は誓ってるんだから。そうでしょう。町長もそうだと思う。町長自体も大変だと。町長自体だって、今回の公約、そうやってたんだから。町長の公約持ってますよ。けども、その辺は、新聞ということは非常にデリケートな部分があるので、ぜひ気をつけていただきたい。

今言うように、新聞の報道の中で30年間保有する、勉強不足だったというような、芦屋町に本当に失礼な言い方だと思う。あのときには、我々議会として聞いているのは、ペイオフ対策として必要だったからやったんですよ。この認識は町長、皆さんが言われてるから、我々もその認識で言ってるんですから。ペイオフ対策、銀行が潰れるかもしれない。なおかつ金利がつかないからこういうもの。ただ、30年間というのは非常に長いということは1つあった。だから今回、基準をつくって5年以内の国債に限度を切ったわけですよ。もし新聞が訂正文を出さないんであれば、広報できちんと訂正文を出してやるというお考えはあるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

記者に対しましては、再度、私のほうからまたご説明をしたいなと思っております。その内容につきましては、また、住民の方に対しても周知するということについては、また検討させていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

**○議員 9 番 今井 保利君**

なかなかですね、新聞に対していろいろクレームをつけても、情報はそのようにきちんと伝わらないかもしれませんが、我々、町を運営する者、議員、執行部としては、やはり、間違っただ情報を町民に与えるということは、新聞のせいにする必要性はない。我々はペイオフ対策で必要だと思ったから、お金を大切に運用しようと思ったから、それを買ったというのが執行部の回答です。それを前面に押し出して、5 年度が来たとき、いわゆる買ってから 5 年が来たとき、来年ですね。そのときには、きちんとした執行部の考え方を議会、町民にご説明するというを一貫してきちんと説明、それが町長の公約でもありましたので、ぜひそこをお願いをいたしまして、この 1 番目の財政、一般会計についての質問を終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

じゃあ、2 番目の項目のほうに移ります。

指定管理者というのが芦屋町に導入されてはや四、五年がたってるわけですけども、現在、指定管理者という内容で契約をしている事業というのはどのくらいあるのか、まずこの点を 1 番目にお聞きいたしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

件名 2、要旨 1 の現在、指定管理者の契約状況はどうなっているかについてお答えさせていただきます。

地域づくり課が所管しています施設で指定管理者を行っているのは芦屋海浜公園、芦屋海浜公園レジャープール及び国民宿舎マリンテラスあしやがございませう。海浜公園と海浜公園レジャープールは芦屋町観光協会と平成 22 年度から 27 年度の間、5 年間、指定管理者として管理、運営を行っています。国民宿舎マリンテラスあしやは、マーチャント・バンカーズ株式会社と平成 23 年度から 28 年度の間、5 年間、指定管理者として管理、運営を行っています。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

福祉課で所管し、指定管理を行っている施設は老人憩の家及び山鹿保育所がございませう。老人憩の家は 3 カ所ございませうが、現在、芦屋町社会福祉協議会が 22 年度から 26 年度の間、5 年間、指定管理者として管理、運営を行うことになっております。山鹿保育所につきましては、20 年度から 24 年度の間、5 年間、社会福祉法人清心会が指定管理者として管理、運営を行っています。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9 番 今井 保利君**

2 番目の 1 番目の内容については、指定管理者の内容はわかりました。

2 番目の 2 の項目の中で、いわゆる国民宿舎で、マーチャント・バンカーズという会社に指定管理をお願いしているわけですが、その辺の経緯については、3 月の時点で議会のほうに、いわゆる経営的にうまくいかないというような情報が伝わってましたけども、全員協議会で。その辺の経緯について現在、どうなっているかのご説明を 2 番の 2 として質問いたします。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

それでは、件名 2、要旨 2 の国民宿舎の指定管理の状況という形の中で、3 月 19 日に全員協議会のほうで報告いたしました国民宿舎の指定管理に関する協議の経緯からお話をさせていただきます。

まず、3 月 19 日、全員協議会で報告しました国民宿舎の指定管理に関するものにつきましては、昨年 12 月 19 日にマーチャント・バンカーズ株式会社より、12 月時点では、今期大幅な営業損失を抱えることが予測され、事業を継続していくことが非常に困難な状況であるため、協定書に基づいて協議の場を速やかに設定していただきたいというもので、内容は、納入金の大幅な見直し、または、これに相当する経費等、町からの補填に関する協議、これが受け入れられない場合、協定書による指定管理者の取り消しを含めた協議の申し入れがございました。

1 月 10 日に売り上げの下降に歯どめをかけるべく、料理体制の再編、メニューの内容の見直し、営業の強化を推進する、これらに係る経費を踏まえ、積極的な体制への来期予測の納入金額を 3,600 万円、税別に変更、及び 4 月からの適用を希望するという旨の協議書が提出されました。

2 月 7 日に第 1 回国民宿舎マリンテラスあしや指定管理に関する協議を開催し、町からマーチャント・バンカーズ株式会社に対し、業務内容の申し入れ文書を手渡しいたしました。内容につきましては、基本協定書第 7 条、指定期間による期間を満了すること、2 番目、納入金については、基本協定書 25 条の納入金による納入をすること、納入金の見直しについては、基本協定書の第 25 条第 2 項により、平成 26 年度以降とするという形で申し入れをしております。履行できない場合、第 35 条第 3 項による損害賠償を請求するという内容を申し入れ書として渡しております。

## 平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

マーチャント・バンカーズ株式会社は、町に口頭で、12月に提出された文書の付則説明として、3月11日の震災の影響が最大の要因、予想もできない不可抗力であること、減額要望の3,600万円は譲れない額であるということ、応じてもらえない場合は撤退さしていただきたいという内容でした。町からは、売上減少の客観的な資料の提出をマーチャント・バンカーズ株式会社のほうに求めました。

3月27日に第2回国民宿舎マリテラスあしや指定管理に関する協議を開催し、マーチャント・バンカーズ株式会社から提出された資料については町の意見を伝え、売上の減少を3月11日の震災による不可抗力だとはとらえていない。2月20日付で提出された資料は具体的な内容がわからないため、再提出をお願いしたいという形で行っております。マーチャント・バンカーズ株式会社からの意見は、「第37条の不可抗力は厳しい解釈になると思っている」との口頭での説明がなされました。また、具体的な資料の再提出をするということで、約束がなされております。要望として「賃料の見直しか撤退することについて速やかに対応してもらいたい。もし、撤退することになった場合、後継者が見つかるまでは、責任を持って当社で営業する」ということを明言しております。

その後、指定管理に関する内部協議を3回ほど行っております。4月以降、再三、具体的な資料の提出を求め、8月16日付で資料の提出がなされました。8月22日に内部協議を行い、減額でき得る具体的、客観的な資料であるか、要望を受け入れるべきかについて協議を行いました。また、今後の方針についても検討を行っております。現在、芦屋町としての対応について協議を行っている状況であります。なお、業務に関しては、協定書内容どおりに履行され、納入金についても契約どおり、現在は支払われております。

以上でございます。

### ○議長 横尾 武志君

今井議員。

### ○議員 9番 今井 保利君

この問題を一般質問でしたのは、3月の、いわゆる全協の中で説明があった中では、町は減額に正当な理由がなかったら応じないよという町の態度、文書も出されている。一方、指定管理者のほうは、減額だとかそういうことがなかったら、私たちは撤退しますという、もう3月の時点でそうなるんですよ。私はずうっとその後、委員会でも委員長にも説明をしてくださいということで、いろんなことでやってるけども、依然、回答が出てない。非常に不思議なんですよ。簡単な話なんですよ。内部判断だけでしょ。もう内部判断では、町としては公文書を出されたことを私たちも、議員全員見ましたよ。減額しないという。向こうからの文書、減額しないんだつたらやめますと来て、それが3月。4、5、6、7、8、9、6カ月間、何を内部で協議してる

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

の。結論は1つしかないでしょう。どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

町の考え方は、今、今井議員がおっしゃられたように、当初、私どもがマーチャント・バンカーズに文書で提出した内容と、基本的には変わっておりません。ただ、協議が長引いたというのは、私どもも長引かせるつもりは全然なかった。そういうことも相手側には伝えております。ただ、実際問題、3,600万円という数値が出てきましたものですから、その内容は、とにかく吟味しようということで、今後、仮にそれがどんどんどんどん、今の6,000万円に近づくようなものであるかどうかも含めて、そこのところはちょっと、向こうの話をよく聞こうということで資料の提出を求めた、そういうことで、ちょっと長引いてはおりますが、私どもとしては長引かせるつもり、向こうもできるだけ早く決着つけたいという考え方ですので、私どもは、基本的には当初の考えとは全く変わっておりませんので、その方向で今後進めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、副町長が言われたとおりだと思うんですね。町は公文書で「まけませんよ、減額しませんよ」というのをもう出してるんですよ。話そこで終わりでしょう。その「3,000万円値下げてくれ」と言ったって、何にしても、公文書が出てるのに3,000万円下げることの検討なんて、必要性ないでしょう。公文書が出てなきゃ別ですよ。「公文書として出しました」と、私たち議会に説明があったんですから、それひっくり返して3,000万円、理由があるから、ひっくり返して3,000万円下げてあげましょうという話は通らなくなるでしょ、ここに公文書がもう12月の段階、3月の中に出てたら。だから、私はここで一般質問であえてやってる。委員会でやってもいいんだけど、余りにも長い。

というのは、この長いということで、結果的に業者さんはずうっと赤字食らってる。芦屋町も後継者を決めなきゃいけないけど、ずるずるずるずるずる来て、後継者も決めることもできない。その判断もできない。調整もできない。機会損失もいいとこでしょ。ぜひその辺は、既に公文書を出して決めてることに対して執行部はびしっとやる。我々もそう説明したんですから。町民にもそう説明したと同じことなんですよ。それを3,000万円下げてくれと。中身の調整なんてのは、私は必要性ない。なぜかという、執行部として「まけない」と言ってるんだから。

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

幾らまけると言ってくれたって、「まけない」という公文書を出したものをひっくり返すことはできないでしょ、今度。ひっくり返せます。ひっくり返せないですよ。だから、払えないんだったらやめなさいとしかならないというのが、これ私の判断じゃないですよ。皆さん方の判断なんです。ぜひですね、このようなことは、町にとっても 1 つの大きな観光の目玉でありますし、そこで、いわゆる人が来ない。閑古鳥が鳴いてる。前回には、ほかの議員からの質問の中で「料理が悪い」と。いろいろ出てますよね。そういうことは町のためにはなりませんので、ぜひ早急に円満に解決をさして、新しい事業者できちっとした経営をされていくことを願って、本日の私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。